

二

医療法等の一部を改正する法律案要綱

医療法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関して広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の所要の措置を講ずること。

第二 医療法の一部改正

一 病床の種別に関する事項

- 1 病床の種別を、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床とすること。 （医療法第七条第二項関係）

- 2 精神病床、感染症病床及び結核病床について、定義規定を設けること。 （医療法第七条第二項第一

号から第三号まで関係）

- 3 療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であ

つて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいうこと。（医療法第

七条第二項第四号関係）

4 一般病床とは、病院の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいうこと。（医療法第七条第二項第五号関係）

5 病院は、当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める人員を有しなければならないこと。（医療法第二十一条第一項関係）

6 この法律の施行の際現に従前の「その他の病床」を有する病院の開設者は、施行日から二年六月以内に療養病床又は一般病床の種別ごとの病床数等の事項を届け出なければならないこと。（附則第二

条第一項関係）

二 医療計画に関する事項

1 「必要病床数」の用語を「基準病床数」に改めること。（医療法第七条の二第一項及び第二項並びに第三十条の三関係）

2 療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準は、それぞれの病床の種別に応じ算定した数

の合計数を基にすること。 (医療法第三十条の三第四項関係)

三 病院等の施設の基準に関する事項

1 病院が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設、暖房施設及び汚物処理施設については規制を廃止し、消毒施設及び洗濯施設については規制を緩和すること。 (医療法第二十一条)

条第一項関係)

2 療養病床を有する診療所が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設及び暖房施設については、規制を廃止すること。 (医療法第二十一条第二項関係)

四 適正な入院医療の確保に関する事項

1 都道府県知事は、病院等の人員の配置が一の5の基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、人員の増員を命じ、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。 (医療法第二十三条の二関係)

2 都道府県知事等は、病床数の増加等の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上当該許可に

係る業務を開始しないときは、当該許可の取消ができること。（医療法第二十九条第二項関係）

3 開設許可を受けた病院等の休止について、原則として一年以内とし、都道府県知事等は、これらの病院等が休止した後正当の理由がないのに、一年以上業務を再開しないときは、当該開設許可の取消等ができること。（医療法第八条の二第一項及び第二十九条第一項）

4 都道府県知事等は、病院等の業務が法令等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院等の開設者等に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができることとするほか、報告徴収等について所要の改正を行うこと。（医療法第五条及び第二十五条関係）

五 医療における情報の提供の推進に関する事項

医業等に関する広告できる事項として、「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」及び「助産録に係る情報を提供することができる旨」を追加すること。（医療法第六十九条及び第七十一条関係）

六 その他

1 「収容」の用語を「入院」に改めること。

2 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 医師法及び歯科医師法の一部改正

一 医師の臨床研修の必修化に関する事項

1 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないこと。 (医師法第十六条の二)

(関係)

2 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。 (医師法第十六条の三関係)

3 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。 (医師法第十六条の四関係)

4 3の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこと。 (医師法第十六条の五関係)

5 3の登録を受けた医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。（医療法第七条関係）

6 病院等の開設者は、3の登録を受けた医師に、その病院等を管理させなければならないこと。（医療法第十条関係）

二 歯科医師の臨床研修の必修化に関する事項

1 診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならないこと。（歯科医師法第十六条の二関係）

2 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。（歯科医師法第十六条の三関係）

3 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。（歯科医師法第十六条の四関係）

4 3の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならな

いこと。（歯科医師法第十六条の五関係）

5 3の登録を受けた歯科医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。（医療法第七条関係）

6 病院等の開設者は、3の登録を受けた歯科医師に、その病院等を管理させなければならないこと。

（医療法第十条関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第三の一については平成十六年四月一日から、第三の二については平成十八年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第二十五条まで関係）